

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（桜丘北保育所）
開 催 日 時	令和4年5月27日（金） 午後6時30分から午後9時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	会 長：石田委員 委 員：富岡委員、福間委員、渡辺委員、笹田委員、村上委員
欠 席 者	今西委員
案 件 名	報告案件 枚方市立桜丘北保育所民営化に係るスケジュール変更について 審議案件 （1）枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について （2）枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立桜丘北保育所民営化に係るスケジュール変更について 資料2 枚方市立保育所（桜丘北保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料3 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案） 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案） 資料5-1 選定審査の手順について（案） 資料5-2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 採点集計表（案） 資料5-3 委員欠席の場合の選定審査に係る採点方法について（案） 資料6 今後のスケジュール（案）
決 定 事 項	枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と 選定方法について確認した
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	4名
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども未来部 子育て支援室 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【事務局】

本日の進行をさせていただきます私立保育幼稚園課長の多田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本会議の委員の出席状況ですが、本会議は委員7名で構成されており、委員6名が出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

なお、今西委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を頂戴しております。

早速内容に移らせていただきたいと思います。委員の皆様は委嘱期間が諮問から答申までとなっております。委員に変更はありませんが、事務局は令和4年度の人事異動で新たな体制となっております。本日の出席者について、順次紹介をさせていただきます。

(事務局紹介及び配付資料の説明)

なお、本日の資料につきましては、選定に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局で、それぞれの委員用のフラットファイルに綴じて保管させていただきます。会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

また、傍聴人の方につきましても、退席後、事務局に資料を返却いただきますようお願いいたします。

続いて、本日の案件につきまして、次第に従いまして、順次説明をさせていただきます。

2. 会長選出、3. 副会長選出でございますが、会長より大学の校務多忙のため、会長職の継続が難しく、会長職を辞したいとの申し出がありましたので、後ほど会長、副会長の選出を行っていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、4. 案件ですが、まず報告案件として「枚方市立桜丘北保育所民営化に係るスケジュール変更について」でこの間の経過等を報告させていただき、その後審議案件として「(1) 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について」、「(2) 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について」の2案件につきまして、審議いただきたいと思いますと考えております。

また、会議の公開のルール、会議録の対応等については、第1回選定審査会において確認しており、その内容に沿った運用とさせていただきます。本日、既に公開にて開催しておりますが、審議案件①までを公開とし、審議案件②は法人選定に関する情報となるため、②以降が非公開となります。①の審議後に傍聴人の方には退席いただきまして、審議を再開させていただく予定です。

また、会議録につきましては、委員名を公開することで、審議への影響や活発な意見交換に支障が出る可能性があるため、当面非公表とし、本審査会の答申を受け、事業者決定後に委員名簿を公表とすることとしております。なお、会議録作成のため、本審査会は録音させていただいておりますので、ご了承ください。

審議案件①と②につきましては、いずれも昨年度に令和5年4月の民営化に向けて審議いただきましたが、今回スケジュール等が変更となっておりますので、あらためてご審議いただきたいと思いますと考えております。

【前会長】

ありがとうございます。会議の公開ルール、それから、会議録の対応などについては、第1回の選定審査会で確認したとおり進めることとし、それでは、案件2. 会長選出について、私ごとで恐縮ですが、大

学の校務多忙により、会長職を辞退させていただきたいと考えております。審議には引き続き参加させていただきますので、会長選出について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

第1回選定審査会の資料5、枚方市附属機関条例第4条をご覧ください。こちらに会長に関する規定があり、会長は委員の互選により定めることとしておりますので、お諮りしたいと考えております。

会長選出につきまして、委員の皆様からご意見はございますか。

【前会長】

もしよろしければ、私からよろしいでしょうか。

第1回目から副会長を務めていただいております石田委員に会長にご就任いただいたらどうかと思っております。今後の審議がスムーズに進むと思いますので、いかがでしょうか。

(各委員 異議なし)

【事務局】

皆様よろしいでしょうか。

それでは、石田委員に、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきまして、石田会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

ただいま会長に指名していただきました石田と申します。これまで副会長として参加させていただきましたが、今後、会長としてスムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、副会長につきましては、会長が必要と認めるときは指名により定めることができるとなっており、大学の校務多忙ということですが、長らく会長を務めていただき、民営化についてよく理解されている富岡委員をお願いしたいと思っております。ご多忙のところ恐縮ですが、お願いできますでしょうか。

【前会長】

お引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、案件に従い会議を進めさせていただきます。報告案件「枚方市立桜丘北保育所民営化に係るスケジュール変更について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料1をもとに、枚方市立桜丘北保育所民営化に係るスケジュール変更について説明)

【会長】

ありがとうございました。この件に関しまして何か質問等ありますか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、審議案件に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

保護者委員より募集要項に関する意見について、参考資料といたしまして、資料を配付させていただきたいと要望を承っております。要望のとおり対応させていただいてよろしいかどうか、ご確認のほどをよろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局からありましたが、資料を配付するということでよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

【会長】

それでは、配付させていただきます。

(保護者委員よりの資料配付)

【会長】

説明はなく配付のみという形でよろしいですか。

【委員】

この内容を募集要項に入れていただけるのであれば、入れていただきたいです。いかがでしょうか。

【会長】

今から内容を読む時間を取ったほうがよろしいですか。

【委員】

そうですね。各自読んでいただきたいです。

【会長】

それでは、5分程度時間を取りますので、目を通していただければと思います。

(各委員資料確認)

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、保護者の方からこのような意見があるということ踏まえ、この後の審議を進めていきたいと思ひます。

続きまして審議案件「(1) 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について」事務局から説明をお願いいたします。

なお、審議をより深めるために、資料を一括説明ということではなくて、区切りのよいところまで説明いただきまして、その都度、審議していくという形をとりたいと思います。

それでは、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局】

(資料2をもとに、募集要項(案)の1～3について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま募集要項(案)の1番から3番まで説明していただきましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】

仮設園舎で保育をしている期間は、外遊びの園庭はどうなりますか。

【事務局】

仮設園舎の時は、敷地内に園庭を確保できるのであれば、そこで園庭を確保いただき、園庭の確保が難しい場合は、敷地外の近くの公園等を園庭として使用させていただくことになると思います。

【委員】

近くの公園で遊ぶとなると、運動会とかはどうなりますか。

【事務局】

学校にお願いして運動場を借りることであったり、市も間に入って、そういった行事ができるように努めてまいりたいと考えておりますが、応募法人からどういった提案が出てくるか分かりませんので、今の段階でこうしますとは、なかなかお答えしにくいかと思います。例えば近所の公園の占有許可について提案があり、そこに運動会ができるような広さがあれば、それも1つの方法ですし、それ以外にも学校を借りるとか、いろいろやり方はあるかと思えます。その都度、子どもも間に入って調整して、極力運動会を楽しんでいただけるようにしたいと思っています。

【委員】

それでは、仮設園舎の1年間はプール遊びもなく、子どもたちはそこでは何もできないということですか。

【事務局】

できないという前提ではなく、できる方法を検討していくつもりです。

【委員】

プールはどうするのですか。

【事務局】

例えば公立幼稚園では、30人ぐらいの大きいビニールプールを使っており、そういったものを使わせてもらうであったり、近隣小学校の1年生も入れる浅いプールを使わせてもらうといった方法をとっています。そういうところも検討して、仮設園舎なので何もないからできないということがないように、選定された法人としっかり内容を詰めてまいりたいと考えています。

【前会長】

この取り組みは保育施設に関して、補助金等を活用し、よりよい保育環境をつくっていかうということが基本方針であり、今は建替え手法も進んでいます。仮設園舎を建てて、保育を行いながら建替えをするということも、よくありますので、行政や地域のそういったところと連携するというのもよくある話かと思えます。例えば幼稚園というお話がありましたが、当然保育園も小学校と連携しているところも多くありますので、どのように法人さんがお考えか分かりませんが、枚方市のサポートも得ながら、多様な方法が考えられるかと思えますので、そのあたりは、皆さんと確認していけたらと思います。

【委員】

募集要項の3(9)「保育所整備に係る保護者等への説明について」の項目で誠意をもって対応することとありますが、内容を説明してください。

【事務局】

保育所整備の際は、通っておられるお子さんもですが、近隣住民の方についても、工事に伴って影響が出てきますので、そういった方に事前に説明会を行うといった対応をすること等を想定して記載しています。いきなり工事をするのではなく、事前に説明して対応してくださいという内容となっています。

【委員】

保護者に対しては、事前説明さえすればよいというのが誠意ということですか。

【事務局】

施設整備のプラン、基本設計が完全に固まってしまってから意見をお聞きしても、ほとんど反映ができない状況になるかと思えます。保護者の方の要望について、取り入れる取り入れないというのは、法人の事情もあるので現時点で分かりませんが、要望を聞くことができる段階で、しっかりとご意見もお聞きしながら、反映できるものは反映していくという形で進めていくという意味も含まれております。

【会長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて募集要項の「4. 応募資格及び条件」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料2をもとに、募集要項(案)の4について説明)

【会長】

ありがとうございました。ただいま「4. 応募資格及び条件」について、事務局から説明をしていただ

きました。このあたりは先ほど保護者委員の方から提出された意見のところと関連してくるものだと思います。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

(1)の法人の応募資格についてですが、大阪府、京都府、奈良県の法人ではなく、枚方市内に限定していただきたいです。前回の選定審査会するときでも、色々な地域に広げたほうがより多くの法人の中から選べるという話でしたが、結果は1法人しか応募が来なかったのもので、広げても一緒かと思えますので、枚方市内に限定してほしいです。

【委員】

保育所見学にしても、前は日にちも限定されました。仕事もしていて急に休めませんので、枚方市内のほうが動きやすいと思います。別の理由もあるかもしれませんが、枚方市内の法人であってほしいというところはあります。

【会長】

ありがとうございます。ただいまの意見に関して何かご意見いかがでしょうか。

【前会長】

ご心配のところはよく分かります。この審査会の目的は、今ある保育をきちんと担保しながら、新しい保育をよりよいものにしていこうというのが一番の目的だと思います。その時に、枚方市内から出てきてくれたら、それもよい状況であると思いますが、今回の応募がどのようになるか分かりません。

例えば、奈良に法人本部があっても、大阪市内で園を運営されていたり、逆に言うと、枚方市の法人が京都で運営されていたりする場合もあると思います。色々なパターンが考えられ、応募が出てみないと分からないというところがあります。応募のあった中で、この法人は違うなと思えば、そこはまた判断をしていけばよいと思います。前回の選定審査会では、枚方市内から応募があればそれもよいし、近隣の法人の応募も視野に入れるとした経過もあります。

1つあるのはきちんとした法人に運営してもらおうということだと思います。規模だけの問題ではないですが、ある程度の規模がある法人の方が、その可能性は高いと感じることもあります。きちんとした法人が応募できる可能性を排除しないほうがよいと思ったときに、東京のような遠方ではなく、近隣のところで枚方市の事情が分かるような地域の法人も応募できるようにするというのが、この募集要項案の趣旨かと思えます。

【委員】

ただ法人が決まると、もう変えられないですね。やはり枚方市のことをきちんと理解している法人のほうがよいのではという意見もあります。

【前会長】

おっしゃるとおりだと思います。やはり地域のところをよく理解してほしいということはあると思いますし、それはどこの法人であっても、その条件は変わらないと思います。先ほどもし決まったらというお話でしたが、今の時点では奈良の方からも応募が出てくるかどうか分からない状況です。選定審査会としては、よりよい法人を選びたいというところですので、よりよい法人を選ぶとなったときに、間口を狭

くしてしまうと、応募が限定されてしまうので、出てきた法人を判断すればよいというのが、この審査会かと思います。

【委員】

ただ、今までの経過だと、1法人でも応募があれば全て決まっています。でも、蓋を開けたら、これは何と思うところもあると思います。他府県の法人であれば、枚方市のことを分かっていると思います。前回は応募があったバルツァ事業会も、障害者施設は枚方市にあったと思いますが、結局、保育に関しては枚方市のことが分からなくて、辞退したのではないですか。こういうこともあるので、枚方市のことを理解して、よく分かっている法人であって欲しいと思っています。

【前会長】

応募があった時にそこを確かめていただいたらよいかと思います。枚方市の保育を十分理解してくださいということを担保する条件として、公立の保育を引き継ぐということがあります。その部分では、他市の法人でも、枚方市の法人が出て、保護者の方と意見交換をしながら、恐らく同じようなかたちで引継ぎを詰めていくと思います。どの法人が出てきても、同じような心配は出てくると思いますので、そのときに、よりよい法人はどこなのかを、審査会としてはいくつかの中から選べるとよいなというところだと思います。

【委員】

過去は、1法人の応募しかありません。このコロナ禍で出てくるところも出てくるところだと思いますが、1法人でも応募が出てしまえば、今までの結果はその法人に決まっています。1法人の応募で決めていること自体おかしいと思います。

【前会長】

必ず決まってしまうということはないかと思います。

【委員】

今まで決まらなかったことはありますか。

【前会長】

審査の中で整合性が取れた上で、決定していると思います。

【委員】

保護者からしたらやはり違うと思う面もあると思いますが、保護者委員はこれだけしか点数がないので、違うと思っても、他の委員がその法人でよいとなれば、それは決定するわけですね。

【前会長】

恐らくどの審査会でも、保護者の方の意見を一番優先していたのではないかと思います。

【委員】

私たちが意見を言っても、通らないことは多々ありますので。

【前会長】

例えばどのようなことがありますか。

【委員】

例えばですが、今日も、傍聴に来られない保護者の方にオンラインで配信して欲しいと言っても、それは規定があるのでできないと言われました。

【前会長】

そこに関しては、恐らく枚方市の規定の問題かと思います。

【事務局】

今回の審査会でも傍聴の方は住所、氏名を書いていただき、そのうえで傍聴していただいています。現在の枚方市の規定では、オンラインであれば、そういった受付や管理が出来ませんので、今回こちらの会場内での傍聴とさせていただきます。

【委員】

今回も大事な内容なので、保護者の皆に見てもらえたらという思いはあります。来たいと言っていた方の中には、お腹の大きい方もいらっしゃると思います。そういったちょっとしたことでも、やはり分かってほしいなと思う面はあります。

【会長】

違う観点から言わせていただくと、今回は再募集という形で行う中で、今までの条件でも法人が決まらなかったのに、広げていたものを狭めるということは、ある意味、市民から、この選定審査会が条件を絞り過ぎており、曲がった見方をされる方がいれば、あえて応募が来ないように条件をつくっているのではないかと見られる可能性があると思います。再募集するときに、条件をあえて絞るというのは、少し問題があるのではないかと危惧しています。

【委員】

応募が来なければ、もう仕方がないと思います。

【会長】

条件を広げて応募がなかったのと、条件を絞って応募がなかったのでは、市民の方に対して、やはり条件を絞ったから応募がなかったのではないかと感じてしまうかと思っています。

【委員】

ただ市民ではなく、そこはやはり保護者だと思います。

【会長】

市の政策として進める以上、市民にも説明できないといけないと思います。

【委員】

でも、実際に保育所に行くのは枚方市の人ではなく、私たちの子どもです。

【前会長】

当然そうだと思います。もう一度、共有したほうがよいと思うのは、選定審査会は今までよりグレードを下げた法人を選定しようという審査会ではないということです。公立保育所の保育を遵守しつつ、よりよい法人を選定することが基本理念であり、よりよい法人を選定するためにどのようにしていくかというのが問題です。おっしゃっている心配というのはよく分かります。同時に、保育というものをどう担保できるのかということは、色々な法人を見てみないと分からないと思います。今までの保育をきちんとやっていたかというのは、基本条件で入っており、それが公立保育所の保育を引継ぐという条件です。プラスアルファでどのようなことができるのか教えてほしいというところになります。枚方市の園の状況をきちんと理解してくださいというのは基本情報であり、それができるかどうかという審査をしていくことになります。そのときに、先ほどから申し上げているように、どこの法人が応募してくるか分からないということがあり、もしかしたら、枚方市外の法人でも、とてもよい法人が応募してくるかもしれません。これはあり得ることで、その可能性がないとは絶対に言い切れないと思います。枚方市の法人が絶対によいということでもないと思います。

ですので、目的は皆さんの保育園のお子さんたちが、よりよい保育環境になるということが前提で、その可能性を広げていきたいと思いますというところであり、心配なところをどんどん審査の過程で言っていたらよいと思います。もしかすると応募がなかったということもあるかもしれませんが、あるいは、やはり奈良の法人は難しいというようにお感じになるかもしれません。でも、そのときは、またどうしていくか考えることもできると思います。法人の内容がとてもひどければ、もう一回審査するということは、当然あると思いますが、きちんと法人との協議もできると思います。プレゼンテーションで確認することもできると思います。そういった確認が前提であり、その前提もなく、法人を決めることは、選定審査会では絶対にしていないはずで、その共有と、保護者の方のご意見もきちんと引き受けながら、あるいは、委員の皆さんも、保護者の方はこういうところが心配なのだということを共有しながら進めたいと思います。ですので、保護者の方の意見をこういう紙で出していただくことは、とても大事だと思います。これを見ながら、こういうご心配があるのだなというところを共有しながら審査していくということだと思います。

先ほどの話で選定審査会に保護者の方で来たいと言われた方もたくさんおられるということですので、これは枚方市に提案ですが、恐らく今までも、保護者の方には色々なご説明をさせていただいていると思いますが、こういうご意見があったので、この状況や色々なものを、また説明する機会を設けていただいたらよいかと思います。例えば法人の園の様子を見たいという場合であれば、法人によると思いますが、今は例えば Zoom といったオンラインもありますので、オンラインで園の様子を見せていただくということもできるかと思います。最近では、例えば就職活動の際に、行くことができない学生に、保育園がオンラインで園の様子を見せるといった取組みもしていますので、ご相談しながら色々できるのではないかと思います。もし、保護者委員の方が法人の保育所見学に行って、他の保護者の方にも見せたいということであれば、そういうことも、できるかもしれませんし、その辺は色々法人と相談しながら、よりよい共有の仕方を考えていけばよいと思います。ご心配の内容はとてもよく分かりますので、その辺も踏まえた上で共有していき、委員の皆さんで法人を選んでいけばよいかと思います。会長が言われるようにこの段階で可能性を絞るというのは、非現実的だと思います。よりよい法人が応募してくるかもしれませんので、その可能性を捨て去ってはいけないと思いますし、他市の法人も含めた方がよいかと思います。ご心配のと

ころは共有しながら、確認しながら進めていけばよいかと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

もし辞退した法人がもう一度応募してきたら、どうなりますか。

【前会長】

そのときは、内容を審議したらよいと思います。前回こういうことがあって、本当に大丈夫なのかと、審査の目は当然より厳しいものになります。法人もそれを承知で応募してくるかもしれないですし、前回よりよいプランが出てくるかもしれません。

【会長】

副会長が言われたように、よりよい事業者を選定するという視点から、間口は残しておくという方向でいきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

それでは、保護者の意見を一番に考えてくれるという理解でよいですか。

【前会長】

どの選定審査会でも保護者の方の意見は、大切にされていると思います。選定審査会の中で考え方や色々な意見を交換した中で判断いただいたらよいと思います。保護者の方の意見をないがしろにするようなことは、今まで経験したことがないです。

【事務局】

プレゼンテーション審査であっても、時間配分がある中で、極力今後の付き合いが一番長い保護者の方に時間をたくさん割り当ててご質問していただき、残りの時間を他の委員の方に質問していただくなど、保護者の方の意見を一番に聞くような取組みは、これまでもしております。今回の審査にあたって、同じように丁寧に進めていこうと思っています。

【委員】

前回は、保育所見学の候補日が2日間しかありませんでした。その2日間のどちらかでもお願いすると、1週間前ぐらいに言われましたが、仕事も忙しいので、そういうことは絶対ないようにしていただきたいです。奈良まで行こうと思ったら、片道1時間以上かかると思います。そうになると、休みを取らないといけません、急に休みを取れる仕事はないと思います。先ほどの別の理由もありますが、それも踏まえて、枚方市内の法人に限定してほしいです。

【事務局】

保育所見学の日程については書類審査とプレゼンテーション審査の間の期間で設定させていただくことになると思います。前回は直前のお話で申し訳ありませんでしたが、できるだけ早く日を調整して日程をお示しするようにしたいと考えています。

【委員】

あとは選定審査会委員だけではなく、例えば保護者会会長、副会長といった人も見学できればと考えています。

【事務局】

選定審査会の委員は審査の途中で保育所見学に行ってもらっていただき、そのときのイメージや感想をプレゼンテーション審査の前に他の委員にも共有し、審査の一環として行っていただくので、選定審査の段階での保育所見学は委員のみに限らせていただきたいと思います。法人決定後、例えば今の運営している法人のこういうところを取り入れてほしいという、保護者の方から色々な視点があるかと思しますので、そういったところを見ていただけるようにと考えています。募集要項の4（12）⑥に「桜丘北保育所の保護者が、法人が運営している保育所の運営を希望した場合、可能な限り協力すること。」と書いており、運営法人決定後に、直近であれば阪保育所も、保育所見学をされる方もおられました。

【委員】

法人が決まってからですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

それは嫌です。法人が決まる前に、委員の私たちが、保護者会の人や委員ではない保護者の方に公開するわけではないので、せめて保護者会の会長、副会長だけでも一緒に行って、感想や取り入れてもらいたいことやプレゼンテーションで言って欲しいことを私たちが聞いて、保護者代表として私たちが法人に伝えるという形でできないかと思えます。希望者全員ではなく、保護者会の会長、副会長だけでも一緒に行けたらと思っています。それも誠意を持っての対応だと思うのですが。

【事務局】

可能かどうか検討が必要と思いますが、言われていることは、何もおかしいことではないと思っています。保育所見学を行った委員の発言はプレゼンテーション審査の一部になるというところがありますので、発言することができるのは、もちろん委員のみという形になると思います。前向きに検討していきたいと思っています。

【会長】

審査会の一環として、保護者会の会長に、例えばオブザーバー的な形で見学には参加していただく。ただ、選定審査会には出席できないので、その意見は取りまとめてもらって、保護者委員の方から言っていただくというような形かと思えます。ただ当然、先ほど言われていましたが、希望者が全員行くわけではなく、コロナ禍ということもあり、人数は絞るということが必要かと思えます。

それから、私からの要望ですが、保育所見学の日程は、先に市と園が日程調整するのではなく、先に保護者の方と市が日程を調整して、いくつか候補日を挙げていただいて、それを園に伝えるほうが現実的ではないかと思えます。後からこの2日とと言われるより、何とか調整できそうな日を保護者委員の方に先に言っていただいて、その中で法人が対応するようにしてはどうでしょうか。何か行事があれば保育所見

学も難しいと思いますので、法人も1日だけと言われると厳しいかもしれず、いくつか候補日を挙げていただければと思います。今までの方法は変えていただくほうがよいのではと思いました。

【事務局】

承知しました。

【会長】

それでは、このところは今の保育所見学も含め、そういう形で進めていければと思います。他の部分に関してはいかがですか。

【委員】

募集要項の4 (11) ④共同保育の引継ぎに関して、1年間ではなく、6か月なのですか。

【事務局】

引継ぎは1年間行いますが、その中で次の担任予定者がクラスに入って、公立保育所の先生とお子さんの保育をする共同保育が6か月間ということになります。

【委員】

共同保育は民営化前の半年で、その前から先生は来られるということですか。

【事務局】

そうです。1年間かけて引継ぎを行いますが、お子さんの個々の状況を、一緒に保育に入りながら引き継いでいくのが6か月間ということです。それより前は行事での計画の立て方や、保育所全体の様子や、保育理念等、大きいところを見ていただく期間が前半6か月という形になります。前半は施設長予定者を中心に引継ぎを行うこととなります。

【委員】

その引継ぎは10月までは施設長予定者だけが行くということですか。

【事務局】

今の阪保育所の引継ぎでは、施設長予定者だけではなく・・・、

【委員】

それはおそらく近いからできる話ですよ。

【事務局】

これまでも、施設長予定者以外の例えば調理の方や看護師等も引継ぎに行かれているケースもあります。前半の引継ぎは行事や、障害児保育の計画等に関することとなりますので、必要な方に行っていただくという形で、前半は施設長予定者を中心に引継ぎをしているところになります。

【委員】

今障害児保育のことにに関して話がありましたが、4（9）②に「障害児保育を適切に実施すること。」とありますが、医療的ケア児も受け入れるということですか。

【会長】

今、枚方市が受け入れているか受け入れていないかによると思います。

【事務局】

本市では体制の整っている園では医療的ケア児の受入れを行っております。

【会長】

それであれば、もし在園児に医療的ケア児がいれば引継ぐことになるのではないかと思います。

【事務局】

民営化が行われて、今いるお子さんが利用できないということはあってはならないことであると十分認識しています。

【委員】

今いる子が卒園しても、医療的ケア児を受け入れるということですか。

【事務局】

もちろん枚方市で全ての医療的ケアのお子さんの受入れができてはおりません。医師の確認や、保護者との調整、また看護師が日常的に安全に受入れできるか、看護師の確保等、総合的に受け入れできると判断した場合は、受け入れています。

【会長】

ほかいかがでしょうか。

保護者の方が出していたいただいた意見の中で、運営に関してのところ、「保育所と幼稚園の違いを理解し運営すること。」については、どういう意味合いで言われているか分からないところではありますが、募集要項にも保育所保育指針を基本とするということが書いており、そこを理解されて応募することになるかと思えます。また保護者会に関する記載もありますが、保護者会について、あくまでも保護者会は自立した保護者の組織であって、法人がつくるものではないので、絶対に活動することといった内容を募集要項に入れるのは難しいかと思えます。

【委員】

現に民営化されたところで、保護者会は不要だと言われている保育園があるので、募集要項として法人が決定した後も、保護者会は継続させていただくといったかたちで考えています。

【事務局】

直近の事例では、保護者会の存続については、民営化後に保護者会をどうするか保護者会で話し合いを持たれ、継続するのか、継続しないのか、クラス代表だけ残すのかという形で、保護者の方がアンケート

を取り、継続しないことを決めました。

【委員】

そのまま継続していきたいと保護者の方が言った場合、そのまま継続してもよいということですか。

【事務局】

継続するのかもしれないのは、保護者の方が決めています。

【前会長】

今の例で言うと、保護者会がなくなったというのは、保護者の方が決められたということですよ。

【事務局】

そうです。

【前会長】

法人にはその決定権はないということですよ。そこは恐らくどこの園でも同じかと思います。

【事務局】

法人にも市にもなく、保護者会で決めていただいています。

【前会長】

保護者会がなくなったところは、おそらくそのように保護者の方が決められたことだと思います。

【委員】

分かりました。

【会長】

次に、その他のところで時間外保育の軽食提供の希望は、プラスアルファのものになるので、今後法人との協議になるかと思います。あくまでも今の保育を引継いでほしいというのが、この選定審査会の募集要項なので、プラスアルファのことに関しては、今後、事業者が決まってから協議していくものであり、募集要項には入れることはできないと思いますが、いかがですか。

【事務局】

今、桜丘北保育所でも時間外保育で軽食は出していないので、公立保育所を引継ぐという中では、プラスアルファのところになってくるかと、事務局としても考えています。朝の乳児クラスのおやつは継続することと書いている部分は、おやつについて、前回募集の際の選定審査会でも意見があり、募集要項でも桜丘北保育所で提供していた給食、おやつを基本とすることとなっておりますので、そちらについては、継続されることになると考えています。

【会長】

プレゼンテーションのときに聞いてもよいと思います。こういう要望がありますがどうでしょうという

かたちで聞いたり、運営法人として決まったときに、協議の場でこうしてほしいと言っていくことになるかと思います。

【前会長】

先ほどの保護者会のことも、本当にご心配なところがあればプレゼンテーションのとき等に、聞いていただいたらよいと思います。私たちは保護者会をととても大切にしているので、存続させたいと思っています、とお伝えいただいたらよいと思います。

【会長】

ほかに何かご意見いかがでしょうか。

ないようですので、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料7をもとに、募集要項(案)の5～11について説明)

【会長】

ありがとうございました。募集要項の5番以降について説明していただきましたが、何かご意見等ありますでしょうか。

【委員】

6(10)に「書類提出後の辞退はできません。」とありますが、もし辞退を希望しても辞退できないということですか。

【事務局】

本市では総合評価入札制度など提案型の募集があるのですが、そちらも同様であり、書類の受付期間内、受付期間の最終日までに、辞退の申し出があれば対応できますが、期限を過ぎると、当然法人として責任を持って書類を提出していますので、その後の審査をさせていただくという内容になっています。

【委員】

例えば、管理者が亡くなった場合も、辞退できないということになりますか。

【事務局】

管理者が亡くなって運営方針が変更となって、例えば法人自体が傾いてというような不測の事態ということだと思うのですが、そういった場合につきましては、やむを得ず・・・、

【委員】

辞退したいのであれば運営する気はないということだと思うので、おかしな話だと思います。

【事務局】

おっしゃられていることはよく分かりますが、今回応募法人が辞退したということを我々も重く受け止めており、応募期間もしっかり確保した上で、慎重に吟味して応募書類を出してくださいという趣旨で記

載しています。ただ、実際にプレゼンテーションに来ない、必要書類を出さないということであれば、辞退できないと言ったとしても、点数的には0点になるという現実的な問題があることは、もちろん認識しています。提出される際には、しっかりと責任を持って提出してほしいと考えており、前回と同じことにならないように、記載させてもらった次第です。

【委員】

この記載は必要ですか。プレゼンテーションの際に、事前に聞いている保護者の意見を言っても、いや、できませんとなっても、ここに辞退できませんと書かれていたら、公立保育所を引き継いでもらえるのかという話になってくるのではないですか。

【事務局】

もし、法人がもう引継げませんという発言をしたとすれば、本来募集要項の中で規定している公立保育所、今の桜丘北保育所の保育を引継ぐことができないとなりますので、その際は、当然その法人は選定しないということになると思います。前回辞退がありましたので、同じようなことが起きないように、何もしないというよりも、我々としても、ここを重く受け止めるというところで記載しています。

【委員】

責任を持って応募してくださいという内容でもよいと思います。

【委員】

その文言のほうがよいのではと思います。万が一のことがあって、中途半端になっても困ります。

【前会長】

先ほどの説明では、枚方市では、保育所だけではなく、他の募集に関してもこの文言が入っているという理解でよいですか。

【会長】

つまり法人にきちんと責任を持って応募してくださいという意味合いであり、中途半端に応募してやっぱり辞退しますとなれば、無理やり審査を受けてくださいという項目ではないという理解でよいですか。

【委員】

それであれば、辞退できませんという文言を変えてください。

【委員】

今の意見ですが、この項目はこのままだでも別に問題ないと思います。ただ、無理やり選定しても後の運営に問題が出てきますので、当然法人に対してプレゼンテーションもあり、そういった法人は選ばなければよいと思います。そのために審査会をしているわけなので、この項目はこのままでよいと思います。今大事なことは、応募が1法人でもあるかどうかの問題です。我々も応募がないと困りますし、応募が来てからどうするかという問題も、地域としては持っています。この条文は一般的な項目であり、このままの内容で話を進めたほうがよいと思います。

【委員】

文言を変えるべきではないですか。

【委員】

どのようにですか。

【委員】

責任を持って提出、運営できるようにということではないですか。

【委員】

時間もかかる資料であり、責任を持って出してくると思います。

【委員】

でも、提出後の辞退はできませんとなると、提出後に、あらゆることがあっても辞退できないということになりますよね。

【委員】

辞退できませんとプレッシャーをかけていて、本当にそのまま前に進んでいける法人かということは、こちらが見極めていかないといけないと思います。

【事務局】

ここの記載の話ですが、言われていることもよく分かります。文言の工夫もできると思いますし、募集要項の4（12）⑨の項目で履行困難な状況が生じるおそれがある時は、すぐに協議してくださいという条項もありますので、今の内容でも特段問題はないと思っています。何か特別な事態が起きた場合は、すぐ市と協議をしてくださいとなっており、無理やりさせることには当然ならないというのが・・・、

【委員】

書類提出後の辞退を申し出てきたら、辞退してもらおうということによいですか。

【事務局】

先ほどおっしゃられたように、例えば理事長が急に亡くなられたり、経営が傾くであったり、法人としてなかなか応募自体が困難という事態になった場合は、募集要項の4（12）⑨にある「履行困難な状況が生じるおそれがある場合」に該当するかと思いますので、こちらにつきましては、早急に市と協議を行い、丁寧な説明を行った上で対応していくというような形になってきます。6（10）の書類提出後の辞退はできない内容については、この選定審査において、責任を持って申請していただくために設けている内容です。

【委員】

辞退できるという解釈でよいのですか。

【会長】

辞退の申し出があれば、当然理由を聞いて法人の誤解等であれば、内容を説明して、そのまま審査に残ってもらいますし、その理由によって決めることになるかと思います。辞退の申し出があれば、はいわかりました、というわけではなく、まずは事情を聞き、それでも難しいとなれば、無理やり審査させるということではなく辞退という理解でよいですか。

【事務局】

はい、その内容をこの項目で担保しているというつくりになっています。

【会長】

今の内容は法人選定まで公開されませんが、記録としてしっかりと残しておいていただき、万が一そのようなことになれば、そういった対応をするということでもよろしくお願いたします。

【事務局】

はい。

【前会長】

応募期間を前回より長く取っていますか。

【事務局】

はい、長く取っています。

【前会長】

ということは、応募期間を確保することできちんと内容を吟味しなさいということだと思います。

【事務局】

その意図も含まれております。前回は2か月程度の応募期間でしたが、今回は2か月半程度にしております。また、今の時点で募集要項がどうなるか未定ですが、桜丘北保育所の民営化について、参考に前回の募集要項を添付し、今後、民営化を予定していますと、既に周知しており、興味がある法人であれば、検討いただく期間は前回よりも長く取っており、そういった意味で、しっかりと期限までに法人内で意思を固めていただいてご提出いただきたいというのが、ここに記載した趣旨となります。おっしゃっていたように不測の事態、例えば理事長が亡くなられて、法人の理念や考え方が変わり、応募してきたときの提案内容と運営が全く違うものになってしまうといった状況が起きた場合については、募集要項に書いている内容に沿わないものであれば、募集要項の4 (12) ⑨の項目に該当しますので、法人と話をして、場合によっては辞退ということもあり得るかと考えています。

【会長】

ありがとうございます。それでは、この項目は一応残すということでもよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

【会長】

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
ないようでしたら、続きまして資料3の説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料3をもとに、提出書類等について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま資料3の説明をしていただきましたが、何かご意見はいかがですか。大丈夫そうですね。

それでは、次の案件に移っていきます。

審議案件(2)「枚方市保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について」の審議に移らせていただきます。

冒頭で確認しましたように、この部分からは非公開となることから、傍聴人の方は退席をお願いします。同時に選定審査会の開始から2時間以上経過していますので、少し休憩をとります。

(傍聴人退席及び休憩)

(再開)

【会長】

それでは、再開いたします。審議案件(2)「枚方市保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について」のうち、まずは選定基準(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料4をもとに選定基準(案)について説明)

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料4の説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に選定方法に移りますが、まず資料5-1、5-2について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料5-1、5-2をもとに選定方法(案)について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま資料5-1、5-2について説明していただきましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、資料5-3の説明もお願いいたします。

【事務局】

(資料5-3をもとに委員欠席の場合の採点方法について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま資料5-3について説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、審議案件(2)「枚方市保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準(案)と選定方法について」は以上となります。本日の審議案件につきましては、様々なご意見をいただきましたが、おおむね事務局案で了承されたかと思えます。ただ、保育所見学等に関しましては、事務局と調整するべきところ等ございますので、そういう細かいことについては、調整させていただくということで、おおむね選定基準と選定方法は事務局案とさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

ありがとうございます。細かいことにつきましては、事務局と会長の私、あるいは、保護者委員の方々
と調整をさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の審議案件につきましては、これで終了となります。事務局から選定に関わることで他に何かございますでしょうか。

【事務局】

前回は同様の内容をお伝えしておりますが、次回の第4回選定審査会から、応募法人の選定を行っていただくこととなります。その際に公正な選定を行うため、応募法人の代表者や理事と血縁関係の方、または、応募法人が運営する保育園に勤務されている方などにつきましては、選定に関する利害関係者に当たり、このような場合、審査委員としての採点を辞退いただくことが適当ではないかと考えております。また、新型コロナウイルス感染症を初め、疾病や事故などによって、やむを得ず、長期的に参加できない場合についても、同じく辞退いただくことになると考えております。現時点で委員の中にこれらに該当する可能性のある方はおられないと思えますが、公募して応募が来ないとわからないところもあるかと思えます。応募結果も踏まえまして、次回の選定の前に再度確認させていただきますので、万が一、その様な場合はお申し出いただきまして、採点を辞退していただければと考えております。なお、その場合の基準点につきましては、先ほど資料5-1で委員7人、413点とお伝えしましたが、お1人辞退した場合であれば、6人での採点となり、1人当たり59点掛ける6人の354点を基準点とさせていただければと思っております。

いずれにつきましても、公募に先駆けて、あらかじめ確認をいただく必要があるかと思えますので、このタイミングで提案をさせていただきました。

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から提案がありましたが、公募前に公正性の観点から、事務局から説明のあった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくということであり、皆様、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか

(各委員 異議なし)

【会長】

ありがとうございます。そのような事態が生じるどうかは、現時点では分かりませんが、応募法人の関係の方につきましては、採点を辞退するということになりますので、よろしく願いいたします。

なお、次回の第4回選定審査会の書類審査の前に、もう一度、応募法人の関係者に該当するかどうかについて確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

【事務局】

また、改めてとなりますが、本日、審議していただきました選定基準、選定方法に基づき、次回以降、採点を行っていただくこととなります。今後、法人の募集を行うにあたり、本日の採点基準の内容について、審議内容が外部に漏れますと、公正な選定の妨げとなります。あわせて委員には守秘義務が課せられておりますので、この点については、くれぐれもご注意をお願いいたします。

【会長】

今事務局からご説明があったように、十分ご理解いただいていると思いますが、守秘義務といった点につきましては、ご注意をお願いいたします。

それでは、事務局から法人決定までの今後のスケジュールについて、報告をお願いいたします。

【事務局】

(資料6をもとに今後のスケジュール(案)について説明)

なお、第4回、第5回選定審査会の日程についてですが、事前にお伺いしておりました日程調整表を基に、皆様に参加できる日程で本日決定したいと考えておりましたが、全員参加できる日程は、9月13日の夜のみとなっています。また、お一方が参加できないとなっている日程が、9月6日、16日、20日、いずれも夜となっております。審査会当日及び予備日につきましては、これらの日程を基に調整をさせていただきたいと考えており、まずは急ぎ個別に調整をさせていただきたいと思っておりますので、誠に申し訳ございませんが、この9月6日、13日、16日、20日につきましては、数日間で結構ですので、予定を押しささせていただきますと考えております。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。先ほどの日程は第4回選定審査会の日程として、これだけ空けておいていただきたいということでしょうか。

【事務局】

第4回の書類審査と、第5回のプレゼンテーション審査の日程、また、延期となった場合の予備日も含めて先ほど言ったこの日程で調整させていただきたいと考えています。

【会長】

そうすると、現実的に考えて、9月6日に実施しないと、保育所見学に行く時間はないと思います。もう少し保育所見学に行く日程の幅を取る必要があるかと思えます。

【委員】

前回もそうでした。

【会長】

ですので、保育所見学の日程を2週間ぐらいは取れるような期間が必要かと思います。聞かれている日程は9月末までだと思いますが、プレゼンテーションを例えば10月に動かすことが可能でしょうか。

【事務局】

9月13日は全員参加できますので、そこは実施させていただくことになるかと思います。1人参加できないとなっている委員の方がおられるので調整が必要かと思いますが、もし8月30日に実施できれば、9月13日だと2週間程度空きますので、9月13日に実施させていただいて、予備日を9月16日や20日に取らせていただくと、8月30日と9月13の間に一定日が空きますが、これぐらいのスケジュール感でしょうか。

【会長】

8月30日と9月13日であれば2週間程度とれることとなります。第4回選定審査会は書類審査であり、全員がそろわなかったとしても、個別にできると思いますが、第5回のプレゼンテーション審査は、どうしても体調不良とかが出た場合は別ですが、当日は全員が揃う方がよいと思いますので、最初から誰かが参加できない日程というのは、できるだけ避けたほうがよいかと思います。

時間も遅くなっていますので、その辺も含めて調整させていただくということによろしいですか。

【事務局】

個別に調整させていただきます。

【会長】

それでは、日程調整については改めて事務局の方で、よろしくお願いいたします。

委員の皆さん、何かと本当にお忙しい中とは思いますが、皆さんで協力しながら、次回から審査を行っていきたいと思いますので、適宜調整をよろしくお願いいたします。

また、法人の経理に関しては、私も含め、なかなか判断できない部分もありますので、本日欠席されていますが、専門家の今西委員に事前に集中的に見ていただいて、次回の選定審査会のごときにご説明いただいて、それを基に審査していければと思っております。事務局から、今西委員に連絡していただいて、ご了承いただければ、後日、今西委員と日程調整して、事前に審査させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の案件は終了となります。以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。